

教義指第1076号
令和4年1月20日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

まん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、県内において、新たな変異株であるオミクロン株を由来とする新型コロナウイルス感染症の急激な拡大が見られる状況から、国は、本県への1月21日（金）からのまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

つきましては、同措置を踏まえ、学校運営の基本方針及び対応事項を通知いたしますので、市町村教育委員会におかれましては、これまで以上に緊張感を持ち、感染防止対策を徹底するようお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら教育活動を行う。
具体的な対応については、2以降を参照すること。

2 対象

県内全ての市町村立義務教育諸学校

3 期間

まん延防止等重点措置の期間終了まで

4 感染防止対策の徹底について

(1) 健康観察の徹底

- ア 児童生徒、教職員の日々の検温・健康観察を徹底すること。
- イ 発熱等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は出席停止にするなど、ウイルスを学校に持ち込ませないようにすること。また、登校後に体調を崩した場合には、直ちに帰宅させること。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

- ア マスクを正しく着用させるとともに、3密を避け、手洗いを徹底すること。
- イ 気候上可能な限り、常時換気を徹底すること。（常時換気が難しい場合には30

分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。併せて、教室の保湿度にも適切に対応すること。)

(3) 給食時の感染対策の徹底

給食時は、対面での食事を避けること。また、食事中的の会話は禁止とし、食事後に会話をするときにはマスクを着用するよう指導すること。

5 学習活動における感染対策について

(1) 授業における留意点

授業は、感染防止対策を徹底した上で実施すること。学校の実情に応じて、児童生徒の接触機会の減少や身体的距離の確保を図ること。

(2) 小学校6年生、中学校3年生への配慮

小学校6年生、中学校3年生の進路指導に支障が出ないように配慮すること。感染者や濃厚接触者への進路指導については丁寧に対応すること。

(3) 感染リスクが高い学習活動について

まん延防止等重点措置期間中においては、以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は、地域の感染状況を踏まえつつ、実施の可否も含め慎重に判断すること。実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる(①～④は特にリスクの高いもの)。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に扱うこと。

なお、グループワークや話し合い活動については、短時間で行う、付箋やICTを使って考えを交流する等、感染防止対策を徹底しながら、まん延防止等重点措置期間中であっても対話的な学びが充実するような工夫を講じること。

6 学校行事について

各学校行事を実施する際は、時期や開催方法等について、目的や感染防止対策を踏まえるなど、慎重に判断すること。また、実施する場合であっても感染防止対策を徹底すること。

(1) 修学旅行等の泊を伴う学校行事

目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、延期又は中止を含めて実施の可否を判断すること。

(2) 社会科見学等の泊を伴わない学校行事

実施する場合においては、行事の目的、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏ま

え、感染防止対策の徹底や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

特に、県境を越える学校行事については、その必要性を再検討し、延期又は中止を含めて実施の可否を判断すること。

(3) 令和3年度卒業式について

原則として児童生徒及び教職員で実施すること。ただし、身体的距離が確保できる場合には、保護者の参加も可能とする。その際は、児童生徒一人につき保護者1名までとし、座席を指定するなど、着席位置を把握できるようにすること。

実施にあたっては下記の工夫例を踏まえて、感染防止対策に万全を期して取り組むこと。

<工夫例>

- ・ 参加人数を抑えること。（在校生の参加をとりやめる、保護者や在校生を別会場とする等）
- ※ 保護者等を別会場とする場合には、例えばICTを活用して、卒業式の模様を配信する等が考えられる。
- ・ 会場のイスの間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること。
- ・ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。（式辞の割愛、式辞等の文書での配布など）
- ・ 準備や練習について、回数を減らしたり時間を短縮したりすること。

7 部活動について

令和4年1月19日付け教保体第1568号「まん延防止等重点措置に伴う部活動の取扱いについて（通知）」[資料2](#)を参考にする。

8 令和4年度埼玉県公立高等学校等の入学者選抜等について

県立中学校・県立高等学校・県立特別支援学校の入学者選抜については、感染防止対策を徹底するとともに、陽性者や濃厚接触者等への対応策を講じた上で実施する。

9 やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習保障等について

臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖）や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習の著しい遅れが生じないように、また、規則正しい生活習慣の維持や学校と児童生徒の関係性の継続が大切であることから、例えば、Google Classroom や Zoom などを活用した同時双方向の学習指導や学習課題の配信、朝の会、健康観察や健康相談、教育相談など、ICT等を積極的に活用することを含め、学習保障等に努めること。

ICTの活用にあたっては、令和4年1月14日付け事務連絡「やむを得ず学校に登校できない生徒等へのICTを活用した学習指導等について（通知）」[資料3](#)を参考にする。

10 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取扱いをすること。対応に当たっては、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等を積極的に取り入れ、児童生徒の学びの継続に取り組むこと。

その際、令和3年10月5日付け教義指第786号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の『出欠の記録』における記載事項の取扱いについて

(通知)」及び「指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について(周知)」[資料4](#)を参考にすること。

11 臨時休業等の目安について

臨時休業等については、保健所と速やかに情報共有と連携を行い、出席停止や学級閉鎖等を迅速に判断すること。保健所による積極的疫学的調査並びに拡大PCR検査等が行われない場合には、令和3年8月30日付け教保体第942-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について(通知)」[資料5](#)及び令和4年1月17日付け教保体第1531-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について(通知)」[資料6](#)を参考にすること。

12 送付資料

- 【資料1】 令和4年1月20日付け教高指第2226号「まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校の対応について(通知)」
- 【資料2】 令和4年1月19日付け教保体第1568号「まん延防止等重点措置に伴う部活動の取扱いについて(通知)」
- 【資料3】 令和4年1月14日付け事務連絡「やむを得ず学校に登校できない生徒等へのICTを活用した学習指導等について(通知)」
- 【資料4】 令和3年10月5日付け教義指第786号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の『出欠の記録』における記載事項の取扱いについて(通知)」及び「指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について(周知)」
- 【資料5】 令和3年8月30日付け教保体第942-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について(通知)」
- 【資料6】 令和4年1月17日付け教保体第1531-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について(通知)」
- 【資料7】 令和4年1月19日開催 新型コロナウイルス対策本部会議資料(抜粋)
「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応について」

体育(保健体育を含む)を除く学習指導に関すること
担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当
電 話 048-830-6742
教職員の服務に関すること
担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当
電 話 048-830-6937
体育(保健体育を含む)に関すること
担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当
電 話 048-830-6947
健康・安全に関すること
担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話 048-830-6963
ICTの活用に関すること
担 当 県立学校部ICT教育推進課 ICT教育指導担当
電 話 048-830-7557